平成二十年十月二十一日

佐賀県知事

古

Ш

康

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

●佐賀県告示第三百九十一号

告

示

 \bigcirc ○建設業の許可の取消処分 ○道路の供用開始 ○道路の区域の変更 ○青少年に有害な図書等の指定 正 公 目

告

示

次

◎平成十九年十月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正

誤

告

(建設・技術課)

(人事委員会)

三九三・ (三九二・道 路 (三九一・こども課)

(三九四・ 課)

(◎印は、県例規集に登載するもの

平成20年 10月21日 (火曜日) 第 13095号

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20 - 135	別冊本当にあったHな話11月 1 日号増刊 人妻本当にあったHな話 Vol . 40	㈱ぶんか社	18136-11 L - 11/29	著しく青少年の性的感情を刺激し、
"	20 - 136	本当にいたよ! こんなにやさしいお姉さん VOL.55 11月号	㈱ダイアプレス	08019-11	又は著しく青少年 の粗暴性若しくは 残虐性を誘発し、
"	20 - 137	別冊 Street SUGAR Street SUGAR11月号増刊	㈱サン出版	04168 - 11 ∟ 11/17	若しくは助長し、 その健全な育成を 四宝まるわるれが
"	20 - 138	話王 第112号 11月号	㈱ぶんか社	19819 - 11	阻害するおそれが ある。
"	20 - 139	特冊快援隊 人妻新鮮組11月増刊号	㈱竹書房	07454 - 11 ∟ - 12/2	
"	20 - 140	これが本当!人妻のH話 Vol.57 もっとすごい本当のH話コレクション11月号増刊	メディア・クライス(株)	18764 - 11 ∟ 2008年11月20日	
"	20 - 141	マガジン・バン! 11月号	㈱サン出版	18371 - 11	
"	20 - 142	別冊本当にあった H な話 11月号	㈱ぶんか社	18135 - 11	
"	20 - 143	マガジン・ウォー・ゼット 11月号	㈱サン出版	08373 - 11	

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20 - 135	別冊本当にあったHな話11月 1 日号増刊 人妻本当にあったHな話 Vol . 40	㈱ぶんか社	18136-11 L - 11/29	著しく青少年の性的感情を刺激し、
"	20 - 136	本当にいたよ! こんなにやさしいお姉さん VOL.55 11月号	(株)ダイアプレス	08019-11	│又は著しく青少年 │の粗暴性若しくは │残虐性を誘発し、
"	20 - 137	別冊 Street SUGAR Street SUGAR11月号増刊	㈱サン出版	04168 - 11 ∟ 11/17	若しくは助長し、 その健全な育成を 四まするわるが
"	20 - 138	話王 第112号 11月号	㈱ぶんか社	19819 - 11	阻害するおそれが ある。
"	20 - 139	特冊快援隊 人妻新鮮組11月増刊号	㈱竹書房	07454 - 11 ∟ - 12/2	
"	20 - 140	これが本当!人妻のH話 Vol.57 もっとすごい本当のH話コレクション11月号増刊	メディア・クライス(株)	18764 - 11 ∟ 2008年11月20日	
"	20 - 141	マガジン・バン! 11月号	㈱サン出版	18371 - 11	
"	20 - 142	別冊本当にあったHな話 11月号	㈱ぶんか社	18135 - 11	
"	20 - 143	マガジン・ウォー・ゼット 11月号	㈱サン出版	08373 - 11	

●佐賀県告示第三百九十二号

の区域を次のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路

二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に その区域を表示した図面は、 平成二十年十月二十一日から平成二十年十一月

平成二十年十月二十一日

	7			番	
一、二九二・六	- - - - - - - - -	前	本黒木一〇五	栖市	
-	四四・〇		元から 具木町字田中後一六六一	番一地先から鳥栖市真木町字田	野線を
- - - - -	六三	穏	二本黒木一〇五	地帯大町字	a道
- - - - -	四〇・五	Ź	中後一六六一	一栖	
メートル	メートル	後の別	R	2	
延長	幅員	変更前	亅	<u>×</u>	及び路線名
	区域	の _	道路		道路の重領
康	ЛІ	争古	佐賀県知事		

●佐賀県告示第三百九十三号

とおり道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の

|十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に その区間を表示した図面は、平成二十年十月二十一日から平成二十年十一月

平成二十年十月二十一日

供する。

平成二〇・一〇・二一	で	一地先かまり	八番番一	〇六 五一	木一 一六	本中黒後	学字 二田	鳥栖市轟木町字二本黒木一○五八番一地先まで鳥栖市真木町字田中後一六六一番一地先から	線 基 山	筑紫野線 県道 場 場 場 場 場	筑久県
供用開始の期日		間	X	の	始	開	用	供	名	線	路
康	Ш	古	事	佐賀県知事	佐賀						

●佐賀県告示第三百九十四号

路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の

区域を次のとおり変更する。

二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に その区域を表示した図面は、 平成二十年十月二十一日から平成二十年十一月

平成二十年十月二十一日

佐賀県知事

古

Ш

康

	場線 新鳥栖 停車		及び路 の 路 線 名	
先まで 鳥栖市蔵上町字外精七七番一地 島栖市原古賀町字一本松二〇七	先まで	たまで 鳥栖市蔵上町字外精七七番 ── 鳥栖市原古賀町字 ─ 本松二〇└ 鳥栖市原古賀町字 ─ 本松二〇└	X	
外精七七番一地	まで エックス おります であれる 大学 の でんしょう でんしょう おります できない かんしん おいま でんけん かんしん おいま でんしん おいま かんしん おいま でんしん おいま かんしん はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	が精七七番一地チー本松二〇七	間	道路
前	後		後変 の更 別前	の _
三	四 三 八 〇	- ti0	メート ル 員	区域
四九二・〇	四九二・〇	七四二・〇	メ <u>ル</u> トル長	

公 告

第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。 の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定に基づく建設業の許可

平成20年10月21日

佐賀県知事 마 \equiv

康

		1 /9(=0 1	-10月21日	() ()	佐 箕	/IV #	い、戦		~1.	13095号		
	平成20年	5月29日 正	H Ni.	平成20年 春 5月29日 証		平成20年 株		平成20年 杉5月16日 戸	TITO TITO	平成20年 位 5月8日 元	平成20年 株5月8日 第	処分をしるた年月日に
て信りられます。	諸隈建築 西松浦郡有田町大 太宸了304悉州	恢弘云仙人七建成 武雄市武雄町大字 武雄5668番地	次島15001番地	有限会社中林設備 武雄市武雄町大字	上甲1332番地	株式会社秀嶋建設		株式会社林田建設 武雄市橘町大字片 白8745番地	目 7 番24号	佐賀ハウジング株 式会社 佐賀市兵庫南一丁	株式会社西村土木 建設 佐賀市諸富町大字 山領332番地1	被処分者の商号又 は名称及び主たる 営業所の所在地
第8490号	TILL -	八七	第9900号	中林 雅之 佐賀県知事許可	(般-17)第5324号	 秀嶋 倉市 佐智 知事許可	第/024 写	林田 俊男 佐賀県知事許可 (特 - 17)	第10581号		西村 秀樹 佐賀県知事許可 (般-18) 第5466号	被処分者の代表 者の氏名及び許 可番号
	建築工事業に関する 一般建設業の許可	工工事業、この・工工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可	に関する一般建設業の許可	土木工事業、管工事業 及び水道施設工事業	許可	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	リエ 事業 及び 小 温 施設 工 事業 に 関する特定建設業の許可	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、日工事業、日本の人世		建築工事業に関する 一般建設業の許可	管工事業に関する一 般建設業の許可	取り消した許可の内容
(土即既来)	平成20年5月 20日 (今班	十70,20年 3 月 7 日 (全部廃業)	(全部廃業	平成20年4月 3日	(一部廃業)	平成20年 4 月 18日		平成20年 4 月 1日 (全部廃業)		平成20年4月 14日 (全部廃業)	平成20年 4 月 11日 (一部廃業)	建設業法第12条の 規定による届出の あった年月日
平成20年6月25日		平成20年6月24日	平成20年 6 月24日		平成20年6月9日			() ()	平成20年	478,20年6月6日	平成20年6月4日	平成20年 6月2日
大昌工業 唐津市久里字古川 1128番地85		有限会社副島組 杵島郡白石町大字 福田1641番地 2	有限会社馬渡電設 杵島郡白石町大字 福富3506番地	(株式会社シオザキ 三養基郡みやき町 大字坂口3443番地				株式会社大同工務 店	・ 有限会在馬栖坂原開発総合センター開発総合センター馬栖市轟木町929番地 2	株式会社整宏土建工業 工業 唐津市肥前町万賀 里川613番地	株式会社大義建設 小城市三日月町樋 口981番地3
大久保 隆 佐賀県知事許可 (般 - 18) 第8599号		副島 浩 佐賀県知事計 (般 - 19) 第6316号	馬渡 晴吉 佐賀県知事於 (般-18) 第6963号	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	塩属 由紀子 在賀県知事許可 (般 - 16) 第10168年			(特-15) 第9987号	大坪 幸男 佐智昌知事故可	宮原	前田 勝久 佐賀県知事許可 (般-17) 第7574号	大家 良太郎 佐賀県知事許可 (特 - 19) 第5668号
鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可	水道施設工事業に関 する一般建設業の許 可	土木工事業、とび・土 平成 F可 工工事業、石工事業、 3 E 鋼構造物工事業、ほ装 (3 E 工事業、しゅんせつエ 事業、塗装工事業及び	電気工事業及び管工 事業に関する一般建 設業の許可	関する一般建設業の許可	石工事業、鋼構造物工「事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道筋設工事業に	具工事業に関する特定建設業の許可	業、ガラス工事業、防水工事業、内装工事業、内装工事業、 熱絶縁工事業及び建	エリュータン には、 工事業、タイル・れんが・プロック工事業、 鉄筋工事業、板金工事	建築工事業、大工工事	官工事業に関する一般建設業の許可	左官工事業に関一般建設業の許可	造園工事業に関する特定建設業の許可
平成20年 6 月 11日 (全部廃業)		平成20年 6 月 3 日 (全部廃業)	平成20年 5 月 22日 (全部廃業)		平成20年 5 月 30日 (一部廃業)				平成20年5月	平成,20年 5 月 27日 (一部廃業)		平成20年5月 8日 (一部廃業)

	平成20平10月21日	(火) 佐	貝 県 公 報		第13093号	4
平成20年 7月4日 7月4日 平成20年 7月11日	7月4日 平成20年 7月4日	平成20年7月4日7月4日平成20年	平成20年7月4日	平成20年7月1日	平成20年 6月30日 平成20年 6月30日	平成20年6月25日
西松浦通運株式会社 西松浦郡有田町外 尾山丙1577番地 西松浦通運株式会 社 西松浦郡有田町外	滕澤郡太民町大字 大浦丙801番地 9 中島庭苑 伊万里市大坪町乙 4820番地 2	宮崎建築 嬉野市嬉野町大字 下宿甲2434番地1 大江海事工業	有限会社田中建築 工業 嬉野市塩田町大字 久間字八幡籠丙 1057番地1	株式会社井手建設 佐賀市鍋島町蛎久 1111番地	玄海テック株式会社 社 伊万里市黒川町塩 屋5番地1 有限会社川口工務 店 店板浦郡有田町桑 古場乙2432番地8	株式会社谷口組 唐津市原1022番地 1
松本 直大 佐賀県知事許可 (般-19) 第10527号 鶴田 金治 佐賀県知事許可 (般-18) 第8621号	佐賀県知事計り (般 - 19) 第9787号 中島 利夫 佐賀県知事許可 (般 - 16) 第10156号	宮崎 正人 佐賀県知事許可 (般-19) 第10598号 大江 則文	田中 智美 佐賀県知事許可 (般 - 17) 第5944号	井手 重信 佐賀県知事許可 (般 - 17) 第4456号	小國 康智佐賀県知事許 (般-16) 第5290号 川口 貴之 佐賀県知事許可 (特-16)	英一 県知事許可 - 18) 83号
建築工事業及び電気工事業に関する一般 正事業に関する一般 建設業の許可 土木工事業に関する 一般建設業の許可		建築工事業に関する一般建設業の許可	建築工事業に関する一般建設業の許可	造園工事業に関する一般建設業の許可	土木工事業、建築工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可許可	土木工事業、とび・土 工工事業、管工事業、 ほ装工事業及び水道 施設工事業に関する 一般建設業の許可
平成20年6月 27日 (一部廃業) 中成20年6月 19日 (一部廃業)	24日 (全部廃業) (全部廃業) 平成20年6月 27日 (全部廃業)	平成20年6月 12日 (全部廃業)	平成20年6月 12日 (全部廃業)	平成20年6月 4日 (一部廃業)	平成20年4月 30日 (一部廃業) 平成20年4月 17日 (一部廃業)	か

平成十九年十月三十一日佐賀県公報号外中訂正

正

誤

職 名 氏 名 氏 名 氏 名 3 に記入) 3 に記入) 合入) 年 月 日から 年 活動分野	所属名 職 名 氏 名 します。) 日から 年) ら 年			F F		則は、平成十九年十一	この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。	箇所
 ・ と は で は で が ままり は で は で が ままり は かっぱ	長)を申請 3に記入) 記入) 年 月	職 名_ 氏 名_ します。)			EŢ.	平成十九年十一月一	平成十九年十一月一	箇所
自等符合 大() 課() ()	長)を申請 3 に記入) 記入)	氏 名_ します。)	年	月)		_	箇所
区分 期間の延長(2及び4に記事) を	年月			年	月			_	箇所
発 (((() () () () () () () () (年	月			_	箇所
活 動 組 織 活 動 国 · 地 域				年	月	日まで		_	
活 動 組 織 活 動 国 · 地 域 国		日か	5	年	月	日まで		-	ı I
国際 貢献 活動 国・地域 国内訓練 国内訓練 間 活動期間 活動国滞在	年月							り施に	
間活動国滞在	年月						行する	行する	下
期 期 間 活動国滞在	年 月		活動	力分野				90	段 右
間に対象を表現しています。		日か	5	年	月	日まで			ト段右から四行目
- ++++n==	年 月	日か	15	年	月	日まで			行目
3 申請期間 年 月	日から	年	月	日まて	-				
4 延長の期 間 年 月	日から	年	月	日まて	<u>.</u>				
既に自 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日から	年	月	日まて	 7				
5 備考									

印刷社 ㈱佐賀印刷社発行定日 毎週火金曜日

- 注1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
 - (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - (2) (1)の内容に関する照会先
 - 2 「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
 - 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 - 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を 記入すること。
 - 5 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間) 自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 - 6 該当する にはレ印を記入すること。